

農林水産省新型インフルエンザ等対策 行動計画

平成29年4月
農林水産省

目 次

第 1 章	総則	1
第 1	本行動計画の目的及び対策の基本方針等	1
1	本行動計画の目的	1
2	対策の基本方針	1
3	対策実施上の留意点	2
第 2	行動計画の見直し	3
第 2 章	新型インフルエンザ等に関する具体的対応	4
第 1	新型インフルエンザ等の発生に備えた措置（未発生期）	4
1	対応体制の整備	4
2	新型インフルエンザ等の発生予防・まん延の防止等	4
3	国民への食料の供給	5
4	農林水産省の業務の継続	6
第 2	海外における新型インフルエンザ等発生時の措置	7
1	対応体制の整備	7
2	新型インフルエンザ等のまん延防止	7
3	国民への食料の供給	8
4	農林水産省の業務の継続	9
第 3	新型インフルエンザ等の国内発生時の措置（国内発生早期）	10
1	対応体制の整備	10
2	新型インフルエンザ等のまん延防止	10
3	国民への食料の供給	10
4	緊急事態宣言が出された場合の対応	11
5	農林水産省の業務の継続	12
第 4	新型インフルエンザ等の国内発生時の措置（国内感染期）	13
1	対応体制の整備	13
2	農林漁業者・団体、食品産業事業者等に対する注意喚起	13
3	国民への食料の供給	13
4	緊急事態宣言が出された場合の対応	13
5	農林水産省の業務の継続	14
第 5	新型インフルエンザ等の国内発生時の措置（小康期）	15
1	対応体制の整備	15
2	国民への食料の供給	15
3	農林漁業者・食品産業事業者等の経営安定	16
4	農林水産省の業務の継続	16
別紙 1	新型インフルエンザ等に関する省内連絡会議 構成員	17
別紙 2	農林水産省新型インフルエンザ等対策本部 構成員	18
別紙 3	用語解説	19

農林水産省新型インフルエンザ等対策行動計画

平成20年12月5日	
不測時の食料安全保障に関する省内連絡会議決定	
平成23年9月1日	一部改正
平成23年11月18日	一部改正
平成25年6月7日	一部改正
平成27年10月1日	一部改正
平成29年4月1日	一部改正
新型インフルエンザ等に関する省内連絡会議決定	

第1章 総則

第1 本行動計画の目的及び対策の基本方針等

1 本行動計画の目的

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）、政府の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（平成25年6月作成。以下「政府行動計画」という。）等を踏まえ、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症の発生に関し、農林水産省が行うべき対応を予め定めることにより、発生時における迅速かつ的確な対策の実施に資することを目的とする。

2 対策の基本方針

新型インフルエンザ等対策の目的は、

- i) 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する
- ii) 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることである。

農林水産省における行動計画は、農林水産省の所掌に照らすとともに、特措法に基づく指定行政機関として感染拡大の防止等に係る責務を果たす観点から、次の諸点を基本方針としつつ、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることから、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置いて、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応ができるよう対策の選択肢を示すものとして策定する。

- i) 家きんにおける鳥インフルエンザ等の発生予防・まん延防止、農林漁業者・団体、食品産業事業者等に対する情報提供などにより、国内での新型インフルエンザ等の発生・感染拡大の防止に努める。
- ii) 新型インフルエンザ等の発生時においても、国民生活の安定及び国民経

済の円滑な運営に著しい支障を生じないように、国民が最低限必要とする食料の供給の確保を図る。

- iii) その他、新型インフルエンザ等の発生時においても、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営並びに農林漁業・農山漁村の持続的な発展に著しい支障を生じないように、農林水産省の業務の継続を図る。

3 対策実施上の留意点

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、対策の実施に当たって、国民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、国民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効である等により新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でも本行動計画に定める措置を講ずるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部（特措法第15条第1項の「新型インフルエンザ等対策本部」をいう。以下同じ。）、都道府県対策本部（特措法第22条第1項の「都道府県対策本部」をいう。）及び市町村対策本部（特措法第34条第1項の「市町村対策本部」をいう。）と相互に緊密な連携を図り、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

新型インフルエンザ等対策について情報発信を行う場合には、政府レベルで情報を集約して一元的に発信する体制を構築していることに鑑み、政府対策本部等との調整を図る。

(4) 記録の作成・保存・公表

新型インフルエンザ等が発生した段階で、以下の点に留意して新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表する。

- i) 農林水産省新型インフルエンザ等対策本部が開催された場合には、速やかに会合の議事録又は議事概要、決定又は了解を記録した文書、配付資料等について記録を作成する。
- ii) やむを得ず事後に記録を作成する場合においても、会合開催後3ヶ月以内に作成するものとする。
- iii) 記録は農林水産省新型インフルエンザ等対策本部の事務局において作

成し、保存し、公表する。

第2 行動計画の見直し

本行動計画は、新型インフルエンザ等に関しては随時最新の科学的知見を取り入れる必要があること、政府行動計画等の政府全体の対応方向と常に整合的である必要があること等から、随時見直しを行い、必要に応じて修正を行うものとする。

第2章 新型インフルエンザ等に関する具体的対応

第1 新型インフルエンザ等の発生に備えた措置（未発生期）

1 対応体制の整備

(1) 対策検討体制の整備

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要に応じ別紙1を構成員とし、大臣官房危機管理・政策評価審議官を議長とする「新型インフルエンザ等に関する省内連絡会議」を開催し、農林水産省内の情報共有、平素からの対応に関するフォローアップ、本行動計画の見直し等を行う。

なお、議長が必要と認めるときは、構成員を追加することができる。

(2) 農林水産省関係機関との連絡体制の確保

新型インフルエンザ等の発生に備え、農林水産本省（以下「本省」という。）各部局及び地方機関等（農林水産省の施設等機関、地方支分部局及び内閣府沖縄総合事務局農林水産部をいう。以下同じ。）における担当体制及び緊急時等の連絡ルートを確認し、各部局・機関において共有する。

また、所管に係る独立行政法人、業界団体等（以下「関係団体」という。）との連絡ルートを確認する。

(3) 関係省庁との連携

「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）等に参画するとともに、政府の行う新型インフルエンザ等対策関連の訓練に参加すること等により、関係省庁間の連携を確保する。

(4) 地方公共団体との連携

実効ある新型インフルエンザ等対策を準備するため、地方公共団体との連携に努める。

2 新型インフルエンザ等の発生予防・まん延の防止等

(1) 鳥インフルエンザ等の発生予防・まん延の防止等

新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある鳥インフルエンザの家きんでの発生の予防等を図るため、国内外の鳥インフルエンザ等の発生状況の早期把握、発生予防・まん延防止措置の迅速な実施等政府行動計画に示された取組を着実に実施する。

また、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に努め、関係省庁等の連携の下、得られた情報の共有、集約化を図る。

(2) 農林漁業者・団体、食品産業事業者等に対する情報提供

新型インフルエンザ等が発生した場合に混乱することなく的確な対策を迅速に実施できるよう、農林漁業者、農林漁業団体、食品産業事業者等に対し、各種の機会を捉え、政府行動計画、本行動計画、「新型インフルエ

ンザ等対策ガイドライン（平成25年6月26日新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議）」（以下「政府対策ガイドライン」という。）に示された各段階における対策等の周知を図る。

また、マスクの着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について、理解促進を図るとともに、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策について理解促進を図る。

（３）特定接種体制の構築

特措法第28条第3項に規定する「特定接種」の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、特定接種の対象となる業種（銀行業（農林水産金融業）、食料品製造業、飲食料品卸売業、飲食料品小売業（各種食料品小売業、食料品スーパー））との接種・登録体制の整備を行う。

3 国民への食料の供給

（１）新型インフルエンザ等の発生が食料供給に及ぼす影響に関する情報収集等

本行動計画を含む新型インフルエンザ等への対応方針を随時見直すため、食料品のサプライチェーンの特徴を踏まえた新型インフルエンザ等発生時の国民への食料供給上の課題等について情報収集を行う。

また、これを踏まえ、新型インフルエンザ等発生時の国民への食料の供給に関して取り組むべき措置を随時見直すとともに、必要に応じ、それぞれの措置について具体的な実施手順書を整備し、関係機関において共有する。

（２）関係省庁との事前の調整

食料品の輸送等必要な事項については、関係省庁と予め協議・調整を行う。

また、この状況について関係省庁対策会議において情報を共有する。

（３）食品産業事業者等における業務継続計画策定等の推進

食品産業事業者等の業務の特徴を踏まえた感染防止、業務継続のための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するためのガイドラインの周知等により、食品産業事業者等における業務継続計画の検討、策定を推進するとともに、食品産業事業者等の連携を促進する。

また、地方公共団体と連携し、発生時における食料品等の流通の確保のため、食品産業事業者等に対し、流通等を実施する体制の整備を要請する。

（４）家庭等における食料品備蓄の推進

食料品の備蓄品目や量の目安を提案したパンフレット等を活用した情報提供などにより、家庭等における平素からの食料品の備蓄を推進する。

4 農林水産省の業務の継続

(1) 新型インフルエンザ等に対する知識の普及

職員及びその家族に対し、職場、家庭等における感染防止のための措置について、具体的な取組を記載した資料を配布することなどにより、周知を図る。

また、職員に対し、職員及びその家族に感染が疑われる場合の対応について、周知を図る。

(2) 備品等の整備

職場における感染防止、業務継続に必要な消毒液、マスク等の備品、食料品を計画的に備蓄する。

なお、これらの物資及び資材の備蓄は、「農林水産省防災業務計画」（昭和38年9月6日付け38総第915号農林事務次官依命通知）に基づく備蓄と相互に兼ねることができる。

(3) その他業務の継続を確保するための措置

感染防止のための措置、国内発生時においても継続すべき重要業務について、「農林水産省新型インフルエンザ等対応業務継続計画（平成22年5月農林水産省）」（以下「省業務継続計画」という。）に定めた措置を着実に実施する。

第2 海外における新型インフルエンザ等発生時の措置

1 対応体制の整備

(1) 農林水産省内対策本部の設置

海外において新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置された場合は、直ちに、農林水産省内に別紙2を構成員とし、農林水産大臣（又は農林水産副大臣）を本部長とする「農林水産省新型インフルエンザ等対策本部」を設置・開催し、本行動計画に定めることのほか、事態への対処のために必要な対応について迅速な意志決定を図る。

なお、本部長が必要と認めるときは、構成員を追加することができる。

(2) 農林水産省関係機関との連絡強化

本省各部局及び地方機関等との間で随時新型インフルエンザ等の発生状況に係る情報の共有を図るとともに、国内発生に備え、担当体制及び緊急時等の連絡ルートにおける不備の有無等を点検する。

また、関係団体に対し、新型インフルエンザ等に係る情報を提供するとともに、関係団体の対応の状況を把握する。

(3) 関係省庁との連絡強化

政府対策本部の下で関係省庁間の連携を強化しつつ、適切な対策の推進を図る。

(4) 地方公共団体との連携

各種の措置を適切に実施するため、地方公共団体との連携に努める。

(5) 基本的対処方針の決定の周知

新型インフルエンザ等が海外で発生し、政府対策本部によって海外発生期に係る基本的対処方針が決定又は変更され、公示された場合には、地方機関等に対して、その内容を周知する。

2 新型インフルエンザ等のまん延防止

(1) 新型インフルエンザ等のまん延防止への協力

国際機関又は発生国からの要請に応じ、海外派遣専門家チームの派遣を検討する等政府行動計画に示された取組を着実に実施する。

(2) 鳥類、豚の保有するインフルエンザウイルスの情報収集

新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある鳥類、豚の保有するインフルエンザウイルスの情報収集に努め、関係省庁等の連携の下、得られた情報の共有、集約化を図る。

(3) 農林漁業者・団体、食品産業事業者等に対する注意喚起

農林漁業者、農林漁業団体、食品産業事業者等に対し、必要に応じ、発生国への渡航を避けるよう要請し、海外駐在員や海外出張者への情報提供を行うよう注意を喚起するとともに、必要に応じ、速やかに帰国させるよう要請する。

また、国内発生に備え、従業員の健康管理を徹底するとともに、政府対策ガイドライン等に示された感染予防策、業務継続のための措置、食品産

業事業者等が自ら策定した業務継続計画等に基づく措置を実施するための準備を行うよう周知を徹底する。

(4) 水産関係船舶に係る水際対策

他国の港を経由して操業する水産事業者等に対し、乗組員に感染が疑われる場合の対応について、周知を徹底する。

(5) 特定接種の登録事業者への実施

特措法第28条第3項に規定する特定接種の対象となる業種（銀行業（農林水産金融業）、食料品製造業、飲食料品卸売業、飲食料品小売業等（各種食料品小売業、食料品スーパー））に係る登録事業者への特定接種について、関係省庁と連携し、必要な対応を行う。

3 国民への食料の供給

(1) 国内発生に備えた初動措置

① 食料供給の見通しに関する情報収集・分析・提供

平素から行っている国内外の食料需給に関する情報の収集・分析・提供体制を強化する。

また、収集・分析した情報に基づき、各種媒体を通じ、需給・価格の動向、実施する対策の取組内容等について適時適切な広報活動等を行う。

② 食品産業事業者等における業務継続計画策定及び点検の推進

食品産業事業者等の業務継続計画を策定するためのガイドラインの周知を徹底するなど、早急な取組（簡略な行動方針の策定等を含む）を促進する。

また、新型インフルエンザ等の発生状況を注視しつつ、原材料等の入手の見通し等に基づき迅速に業務継続（又は縮小、自粛）等のために必要な対応を行うよう周知を徹底する。

特定接種の登録事業者に対し、国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するため、業務継続に向けた必要な準備を行うよう要請する。

③ 食料品の供給要請

需要の高まりが予想される食料品の安定供給に資するよう、備蓄適性が高い食料品を供給する食品産業事業者等に対し、製造・出荷量の確保、流通経路の維持などの自主的な取組を要請する。

④ 消費者への要請

関係省庁と連携しつつ、消費者に対し、過度な買いだめ、買い急ぎを行わないことや、食べ残し・廃棄の抑制に取り組むことなど、食料品の調達・消費について適切な行動をとるよう要請する。

また、必要に応じ、新型インフルエンザ等と食料品の安全性との関係等消費者が適切な行動をとるために必要な情報の提供に努める。

(2) 海外からの食料輸入の減少が予測される場合の対応

収集・分析した食料需給に関する情報に基づき、海外からの食料等の輸入が減少し、国民への食料供給に支障がある又はそのおそれがある場合に

は、政府対策本部を通じ関係省庁と連携し、必要に応じ、「緊急事態食料安全保障指針」（平成14年3月25日農林水産省決定）に定める関連の措置を実施する。

4 農林水産省の業務の継続

(1) 職員等への注意喚起

職員及びその家族に対し、職場、家庭等における感染防止のための措置、職員及びその家族に感染が疑われる場合の対応等について、改めて周知の徹底を図る。

(2) 水際業務を行う機関における感染防止

動物検疫所、植物防疫所等水際業務を行う機関において、予め定めた具体的方針に基づき、感染防止を図る。

(3) 職員の海外渡航の自粛等

職員の新型インフルエンザ等発生国への渡航については、やむを得ない場合を除き、延期又は中止するよう注意を喚起する。

(4) 海外出張中職員・海外在住職員の安否確認

発生国へ出張中の職員及びその家族や発生国に在住する職員及びその家族に関する安否を確認するとともに、感染防止上の留意事項についての周知を徹底する。

また、必要に応じ、新型インフルエンザ等に関する最新の情報を提供する。

(5) その他業務の継続を確保するための措置

国内の発生に備え、省業務継続計画に基づく措置を実施するための準備を行うよう周知を徹底する。

第3 新型インフルエンザ等の国内発生時の措置（国内発生早期）

1 対応体制の整備

第2の1により整備した体制において迅速な対応を図る（海外に先んじて国内発生が生じた場合には、第2の1に準じて対応する。）ほか、以下の対応を実施する。

（1）基本的対処方針の決定又は変更の周知

新型インフルエンザ等が国内で発生し、政府対策本部によって海外発生期に決定された基本的対処方針の変更がなされ、又は新たに基本的対処方針が決定され、国内発生早期に入った旨及びその対処方針が公示された場合には、地方機関等に対して、その内容を周知する。

（2）政府現地対策本部の設置への対応

新型インフルエンザ等の発生の状況により、発生の初期の段階における都道府県に対する専門的調査支援のために、新型インフルエンザ等現地対策本部が設置された場合には、必要に応じて省としての対応を検討する。

（3）新型インフルエンザ等緊急事態宣言の周知

新型インフルエンザ等が国内で発生し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるため、政府対策本部長が「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」（以下「緊急事態宣言」という。）を公示した場合には、地方機関等に対して、その内容を周知する。

2 新型インフルエンザ等のまん延防止

（1）新型インフルエンザ等のまん延防止への協力

国際獣疫事務局（OIE）のリファレンスラボラトリー等と病原体の同定・解析に関する協力を行う等政府行動計画に示された取組を着実に実施する。

（2）農林漁業者・団体、食品産業事業者等に対する注意喚起

農林漁業者、農林漁業団体、食品産業事業者等に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策の徹底を要請する。

（3）特定接種の登録事業者への実施

特措法第28条第3項に規定する特定接種の対象となる業種（銀行業（農林水産金融業）、食料品製造業、飲食料品卸売業、飲食料品小売業等（各種食料品小売業、食料品スーパー））に係る登録事業者への特定接種について、関係省庁と連携し、海外発生期の対策を継続する。

3 国民への食料の供給

（1）食料供給の見通しに関する情報収集・分析・提供

平素から行っている国内外の食料需給に関する情報の収集・分析・提供体制を強化する。

また、収集・分析した情報に基づき各種媒体を通じ、需給・価格の動向、実施する対策の取組内容等について適時適切な広報活動等を行う。

(2) 食料品の供給要請

主要な食料品を供給する食品産業事業者等に対し、業務に伴う感染拡大の防止に留意しつつ製造・出荷量の確保、流通経路の維持など業務の継続を要請する。

(3) 消費者への要請

関係省庁と連携しつつ、消費者に対し、過度な買いだめ、買い急ぎを行わないことや、食べ残し・廃棄の抑制に取り組むことなど、食料品の調達・消費について適切な行動をとるよう要請する。

また、必要に応じ、新型インフルエンザ等と食料品の安全性との関係等消費者が適切な行動をとるために必要な情報の提供に努める。

(4) 食料品等の関係事業者団体等への要請

関係省庁と連携し、関係事業者団体等に対し、食料並びに食料生産に必要な種子・種苗、肥料、農薬及び飼料の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

4 緊急事態宣言が出された場合の対応

緊急事態宣言が出された場合には、上記の対応に加え、必要に応じて、以下の対策を実施する。

(1) 業務継続への取組

食品産業事業者等が自ら策定した業務継続計画等に基づく業務の継続や事業者間の連携を要請する。

特定接種の実施状況に応じ、登録事業者は、業務の継続を行うこととなるが、各事業者における業務継続の状況を確認し、必要な対策を速やかに検討する。

(2) サービス水準に係る国民への呼びかけ

国民に対し、新型インフルエンザ等がまん延した段階において、食品産業事業者等のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

(3) 食料品等の緊急物資の運送

国民への食料供給について、供給量の不足、地域的な偏在等の状況の把握に努めるとともに、必要に応じて地方公共団体と連携し、食品産業事業者等に対して、食料品等の必要な物資について円滑な流通が行われるよう要請するほか、実行可能な改善措置を検討する。

食料品の輸送等については、必要に応じ、政府対策本部を通じて関係省庁等と協議・調整し、対応する。

この他、必要に応じ、関係省庁と連携して「緊急事態食料安全保障指針」に定める関連の措置を実施する。

(4) 食料品等の価格・流通の安定対策

関係省庁と連携し、食料並びに食料生産に必要な種子・種苗、肥料、農薬及び飼料の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対

して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

また、必要に応じ、国民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

この他、必要に応じ、関係省庁と連携して「緊急事態食料安全保障指針」に定める関連の措置を実施する。

(5) 地域における重点的な感染拡大防止策の実施

地域における重点的な感染拡大防止策が講じられた場合には、政府対策本部を通じ、関係省庁との連携の下、必要に応じ、応急用食料の供給に協力する。

(6) 備蓄の活用

一定数量の備蓄を実施している米、小麦及び飼料穀物について、供給不足が見込まれる数量を踏まえ、備蓄を計画的に活用し供給を確保する。

5 農林水産省の業務の継続

農林水産省の業務を適切に実施・継続するため、省業務継続計画に定めた措置を着実に実施する。

第4 新型インフルエンザ等の国内発生時の措置（国内感染期）

1 対応体制の整備

第3の1により整備した体制において、迅速な対応を図るほか、以下の対応を実施する。

（1）基本的対処方針の変更の周知

政府対策本部によって国内発生早期の基本的対処方針が変更され、国内感染期に入った旨及びその対処方針が公示された場合には、地方機関等に対して、その内容を周知する。

2 農林漁業者・団体、食品産業事業者等に対する注意喚起

農林漁業者、農林漁業団体、食品産業事業者等に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策の徹底を要請する。

3 国民への食料の供給

（1）食料供給の見通しに関する情報収集・分析・提供

平素から行っている国内外の食料需給に関する情報の収集・分析・提供体制を強化する。また、収集・分析した情報に基づき各種媒体を通じ、需給・価格の動向、実施する対策の取組内容等について適時適切な広報活動等を行う。

（2）食料品の供給要請

主要な食料品を供給する食品産業事業者等に対し、業務に伴う感染拡大の防止に留意しつつ製造・出荷量の確保、流通経路の維持など業務の継続を要請する。

（3）消費者への要請

関係省庁と連携しつつ、消費者に対し、過度な買いだめ、買い急ぎを行わないことや、食べ残し・廃棄の抑制に取り組むことなど、食料品の調達・消費について適切な行動をとるよう要請する。

また、必要に応じ、新型インフルエンザ等と食料品の安全性との関係等消費者が適切な行動をとるために必要な情報の提供に努める。

（4）食料品等の関係事業者団体等への要請

関係省庁と連携し、関係事業者団体等に対し、食料並びに食料生産に必要な種子・種苗、肥料、農薬及び飼料の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

4 緊急事態宣言が出された場合の対応

緊急事態宣言が出された場合には、上記の対応に加え、必要に応じて、以下の対策を実施する。

（1）業務継続への取組

食品産業事業者等が自ら策定した業務継続計画等に基づく業務の継続や事業者間の連携を要請する。

特定接種の実施状況に応じ、登録事業者は、業務の継続を行うこととなるが、各事業者における業務継続の状況を確認し、必要な対策を速やかに検討する。

(2) サービス水準に係る国民への呼びかけ

国民に対し、新型インフルエンザ等がまん延した段階において、食品産業事業者等のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

(3) 食料品等の緊急物資の運送

国民への食料供給について、供給量の不足、地域的な偏在等の状況の把握に努めるとともに、必要に応じて地方公共団体と連携し、食品産業事業者等に対して、食料品等の必要な物資について円滑な流通が行われるよう要請するほか、実行可能な改善措置を検討する。

食料品の輸送等については、必要に応じ、政府対策本部を通じて関係省庁等と協議・調整し、対応する。

この他、必要に応じ、関係省庁と連携して「緊急事態食料安全保障指針」に定める関連の措置を実施する。

(4) 食料品等の価格・流通の安定対策

関係省庁と連携し、食料並びに食料生産に必要な種子・種苗、肥料、農薬及び飼料の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

また、必要に応じ、国民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

この他、必要に応じ、関係省庁と連携して「緊急事態食料安全保障指針」に定める関連の措置を実施する。

(5) 備蓄の活用

一定数量の備蓄を実施している米、小麦及び飼料穀物について、供給不足が見込まれる数量を踏まえ、備蓄を計画的に活用し供給を確保する。

(6) 農林漁業者・食品産業事業者等の経営安定

① 農林漁業者・食品産業事業者等の経営的損害についての実態把握

新型インフルエンザ等の発生により農林水産物・食品の生産・流通が停滞した場合等の農林漁業者・食品産業事業者等に与える影響（経営的損害等）について、実態把握を行う。

② 農林漁業者・食品産業事業者等の経営安定のための取組

新型インフルエンザ等の発生により農林水産物・食品の生産・流通が停滞した場合等について、必要に応じ、影響を受ける農林漁業者・食品産業事業者等に対する政府系金融機関等への相談窓口の設置、セーフティネット貸付等による支援策を検討する。

5 農林水産省の業務の継続

農林水産省の業務を適切に実施・継続するため、省業務継続計画に定めた措置を着実に実施する。

第5 新型インフルエンザ等の国内発生時の措置（小康期）

1 対応体制の整備

（1）基本的対処方針の変更の周知

政府対策本部によって、縮小・中止する措置などに係る小康期の基本的対処方針に変更され、小康期に入った旨及びその対処方針が公示された場合には、地方機関等に対して、その内容を周知する。

（2）緊急事態宣言時において実施した措置の縮小・中止等

国内の状況等を踏まえ、国内感染期で講じた措置を継続し、また、合理性が認められなくなった場合には、緊急事態宣言時において実施した措置を縮小・中止する。

（3）緊急事態解除宣言の周知

緊急事態措置の必要がなくなり、政府の解除宣言が行われた場合には、その旨を地方機関等に対して周知する。

（4）省対策本部の廃止

政府対策本部が廃止された場合には、農林水産省新型インフルエンザ等対策本部を速やかに廃止する。

2 国民への食料の供給

（1）情報提供

農林漁業者、農林漁業団体、食品産業事業者等に対し、利用可能なあらゆる媒体、機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。

（2）食品産業事業者等への呼びかけ及び計画の点検、見直しの推進

食品産業事業者等に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、業務継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。

また、食品産業事業者等に対し、流行期における経験、二次的な流行期における感染拡大の特徴等を踏まえ、業務継続計画等の点検、見直しを行うよう周知を図る。

（3）食料品の供給要請

備蓄適性が高い食料品を供給する食品産業事業者等に対し、次期流行期の需要増加に向けた製造・出荷量の確保、流通経路の維持などについて自主的な取組を要請する。

（4）消費者への要請

関係省庁と連携しつつ、消費者に対し、過度な買いだめ、買い急ぎを行わないことや、食べ残し・廃棄の抑制に取り組むことなど、食料品の調達・消費について適切な行動をとるよう要請する。

また、必要に応じ、新型インフルエンザ等と食料品の安全性との関係等消費者が適切な行動をとるために必要な情報の提供に努める。

(5) 家庭等における食料品備蓄の推進

次の流行期に備え、パンフレット等を活用した情報提供などにより、家庭等における食料品の備蓄を推進する。

3 農林漁業者・食品産業事業者等の経営安定

(1) 農林漁業者・食品産業事業者等の経営的損害についての実態把握

必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生により農林水産物・食品の生産・流通が停滞した場合等の農林漁業者・食品産業事業者等に与える影響（経営的損害等）について、実態把握を行う。

(2) 農林漁業者・食品産業事業者等の経営安定のための取組

新型インフルエンザ等の発生により農林水産物・食品の生産・流通が停滞した場合等について、必要に応じ、影響を受ける農林漁業者・食品産業事業者等に対する政府系金融機関等への相談窓口の設置、セーフティネット貸付等による支援策を検討する。

4 農林水産省の業務の継続

農林水産省の業務を適切に実施・継続するため、省業務継続計画に定めた措置を着実に実施する。

新型インフルエンザ等に関する省内連絡会議 構成員

議長	大臣官房危機管理・政策評価審議官
議長代理	大臣官房文書課長
構成員	災害総合対策室長
	秘書課長
	予算課長
	政策課長
	広報評価課長
	地方課長
	国際部国際政策課長
	統計部管理課長
	消費・安全局総務課長
	食料産業局企画課長
	生産局総務課長
	経営局総務課長
	農村振興局総務課長
	政策統括官付総務・経営安定対策参事官
	農林水産技術会議事務局研究調整課長
林野庁林政課長	
水産庁漁政課長	

命を受けて構成員に充てられた官職の事務の一部を掌理する者がある場合にあっては、議長は構成員にその者を加え、又は構成員をその者に代えることができる。

別紙 2

農林水産省新型インフルエンザ等対策本部 構成員

本部長	農林水産大臣
本部長代理	農林水産副大臣 農林水産副大臣
副本部長	農林水産大臣政務官 農林水産大臣政務官
本部長補佐	事務次官
本部員	農林水産審議官 大臣官房長 大臣官房総括審議官 大臣官房総括審議官（国際担当） 大臣官房技術総括審議官 大臣官房危機管理・政策評価審議官 大臣官房統計部長 消費・安全局長 食料産業局長 生産局長 経営局長 農村振興局長 政策統括官 農林水産技術会議事務局長 林野庁長官 水産庁長官

【用 語 解 説】

※アイウエオ順

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 新型インフルエンザ等

新型インフルエンザ等感染症及び新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

○ 新型インフルエンザ等感染症

次に掲げる感染症の疾病をいう。

- ① 新型インフルエンザ（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）
- ② 再興型インフルエンザ（かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

○ 新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、毒素の産生能、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。